

右大明神は則ち諏訪神社也。奥坊は別當長藏院なるが、後には理證院といへり。或は云ふ。今野田寺町の裏なる櫻島・櫻木の元組地の傳説に、此の兩組地は微妙公小松に在城し給ふ頃、小松附の輕卒その地の諏訪神社を氏神と尊崇す。故に微妙公萬治元年に薨逝し給ふ後、金澤へ歸り、櫻木・櫻島の地にて組地を賜はり、小松にての氏神と同神なるに依りて、諏訪神社をば氏神とすといへり。一説に、野田寺町の諏訪神社は、櫻木・櫻島兩組地の輕卒共の勸請せし社也といふは非也。思ふに、當社は寛永年中小松の諏訪明神を勸請したる社なりといへれば、小松附の輕卒此の社をば氏神とするもの、さもあるべし。さて従前は眞言宗理證院當社の別當なりしかど、明治元年十二月神佛混淆御廢止に付き、別當の僧復飾して武田監物と改稱し、神職となり、理證院の院號を廢し、佛像佛器を取除き、諏訪八幡の社號をば諏訪神社とし、同五年十一月村社に列せられ、祠掌を置かれたり。

○鷹部屋傳話

諏訪の大神は、舊事紀に、八千矛神娶高志沼河姫。生一男

は昔は淺野川並木町前田兵部の第地にありしを、寛文の初頃小立野へ移さる。とあり。かゝれば利常卿の御世の初頃は、泉野なる今の諏訪神社の後、地にありしを、後には淺野川並木町なる前田兵部舊邸の地へ移轉せしめられ、此の地邊に鷹匠共の邸地をも賜ひしを、綱紀卿の時寛文の初比、小立野鷹匠町の地へ再び移轉を命ぜられしにや。但し利常卿の時の鷹匠は諸士の内より撰出せられしものにして、後々の鷹匠・鷹師とは異也。慶長・寛永の土帳にて知られけり。

○行基山伏見寺

眞言宗也。由來記に云ふ。養老元年石川郡伏見山に薯蕷掘藤五郎と云ふ卑賤の老翁靈夢を蒙り、薯蕷(薯蕷)を掘りたる土中より、一寸八分の黄金藥師佛を掘り出せり。則ち伏見山に草庵を結び安置す。其比行基菩薩伏見山に登り、藥師佛を拜し、藤五郎が掘り出せる黄金を以て、更に七寸三分の藥師佛を鑄て、彼の靈像をば籠め入れ、本尊となし、一寺を建立して行基山伏見寺と號す。其後富樫佛誓崇敬して伽藍を造立すといへども、國亂の頃堂宇中絶し、漸く本尊のみ伏見山にありしを、元和元年に五世快存法印、泉野なる

兒。建御名方神坐諏訪郡諏訪神社。とありて、信濃國諏訪郡に鎮座し給へり。東鑑に、建曆二年八月十九日壬辰、可禁斷鷹狩事、被仰守護地頭等。但於信濃國諏訪大明神御贄鷹者、被免之由云々。などありて、信濃諏訪明神の御贄鷹として、上代より彼の神社に鷹を飼ひ置けり。故に世に諏訪大神は鷹を守護し給ふ神の如くいひなしけると也。されば金澤にても、此の泉野に諏訪明神を勸請して、鷹の守護神と崇めしも、其の根元は諏訪明神の贄鷹より起りたるものなりと聞ゆ。古老の傳説に云ふ。昔は此の野田寺町なる諏訪神社の後、地に一町ありて、爰に藩侯の鷹部屋を建て置かれたり。故に鷹匠の人々も此の地に邸地を賜はり、爰に居住す。依つて諏訪明神は鷹の守護神也とて、鷹匠頭より言上して此の地に勸請す。是鷹部屋此の後、地にあるゆゑなり。然るに其の地犀川のがけ縁なるに依つて、河崩れに追々かけて危かりしとて、鷹部屋及び鷹匠の居邸轉地を命ぜられ、其の舊地は悉くかけ落ちて、今は河原と成りしかど、諏訪神社の後、地をば、今に至り鷹匠町の舊地なるよしいひ傳へたりと。按ずるに、國事昌披問答に、鷹部屋

今の寺地を拜領して堂宇を再興す。とあり。龜尾記には、行基北國へ下られし時、石川郡に一字を造立し、淨行寺と號す。今伏見川の邊に上宮寺屋敷といふ地あり。此は淨行寺を過聽せしにや。又伏見村のつゞきにも、此の寺の跡とて遺蹟あり。何れか是ならん。淨行寺をば地名に依つて、伏見寺とも呼べるもの也。といへり。平次按ずるに、淨行寺は、惣國加賀風土記に、石川郡淨行寺寄田三十六束三畝田行基開基之地也。とありて、伏見寺は實に淨行寺なるが、いにしへ寺號に地名と兩號を呼びたる多し。所謂園城寺を三井寺と呼べるが如し。古今著聞集に、攝津國清澄寺と云ふ山寺を、村人きよし寺とぞ申し侍るとあり。又蘭山私記に云ふ。伏見寺の紋は蝶也。是は村井又兵衛の弟、そのさき眞言坊主となり、伏見寺に居たりしに、藩祖高徳公の仰せに依つて還俗し、村井の下屋敷に居住し、男子多く出生せり。其の子供の内一人また眞言坊主となり、伏見寺に居たり。是ゆゑに蝶を定紋とす。蝶は村井の定紋なり。村井の家中に村井某といふあり。彼の坊主が末葉也とぞ。

○伏見寺藥師來歷